

事務連絡  
平成27年6月12日

各都道府県喀痰吸引等研修所管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令  
(喀痰吸引等研修の区分の見直し) にかかるQ & A集の送付について

平成27年3月27日に公布された社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第54号)により、喀痰吸引等研修の第二号研修について、喀痰吸引等の各行為のうち、任意の行為について実地研修を修了した場合、個別に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けられることとなったところですが、今回の改正に伴う自治体からの質問のうち、照会の多いものについて、別添のとおりQ & Aを作成しましたので、ご参考としていただきますようお願いいたします。

(本件照会先)  
厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課福祉人材確保対策室  
資格・試験係(内線 2845、2867)  
Tel : 03-5253-1111

通し 番号	分類	質問	回答
1	関連通知	<p>今回の改正に伴う以下の通知等を改正する予定はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年11月11日付け社援発1111第1号「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引関係)」</li> <li>・平成24年3月30日社援発0330第43号「喀痰吸引等研修実施要綱について」</li> <li>・平成23年12月9日付け事務連絡「喀痰吸引等業務の登録申請等に係る参考様式の送付等について」</li> </ul>	<p>施行通知及び実施要綱については、現行の内容で今回の省令改正に対応可能であるため、通知改正は予定していない。また、事務連絡で参考としてお示している様式についても、各都道府県において適宜対応されたい。</p>
2	研修 受講者	<p>改正省令は平成27年4月1日施行だが、2号研修受講者のうち、平成27年4月1日より前に受講を開始し、4月1日以降に実地研修を修了した者について、個別の特定行為の実地研修の修了した場合、認定証発行の対象となるのか。</p>	<p>平成27年4月1日をまたいで研修を受講した場合でも、平成27年4月1日以降に実地研修を修了した特定行為について、個別に認定して差し支えない。</p>
3	研修 受講者	<p>①すでに2号研修を修了して3行為の認定を受けている者について、追加で他の2行為について実地研修を修了することにより、それらの特定行為をそれぞれ個別に追加で認定することは可能か。</p> <p>②実施可能な特定行為の種類を追加する場合、追加した特定行為ごとに認定証を発行するのか、従来の認定証に書き加えるのか。</p>	<p>①可能。(なお、基本研修は不要で、追加する特定行為の実地研修のみとなる)</p> <p>②都道府県の判断により、どちらの方法としても差し支えない。</p>
4	経過措置	<p>平成24年施行時の経過措置により特定行為を実施している者についても、今回の改正により、任意の特定行為について実地研修を修了した場合、個別に認定証を交付することが認められるのか。</p>	<p>今回の改正は、平成24年施行時の経過措置の取扱いを変更するものではないため、特定行為の追加は認められない。</p>
5	登録研修 機関	<p>これまで2号研修を実施していた登録研修機関について、今回の改正に伴い何らかの変更手続きが求められるのか。また、実地研修を行う特定行為の増減による変更手続きは必要か。</p>	<p>すでに2号研修の登録研修機関として登録されている場合は、今回の省令改正に伴う変更手続きは必要ない。ただし、それらの研修機関において、実地研修に係る特定行為の数が増減する場合は、その旨変更手続きを行う必要がある。</p>
6	登録研修 機関	<p>①実地研修が1行為であっても2号研修の登録研修機関の登録は可能か。</p> <p>②5行為全ての実地研修を行う場合は1号研修としての登録となるのか、2号研修としての登録となるのか。</p>	<p>①可能。</p> <p>②1号研修または2号研修としての登録は、申請者の任意として差し支えない。</p>